



# 磐田用水

平成30年4月1日現在

組合員数：4,543人

賦課面積：2,937ha

第44号

平成30年5月1日  
発行

## ごあいさつ

理 事 長 水田 勝美

磐田用水広報第44号発刊にあたりご挨拶申し上げます。

組合員の皆様には日頃より改良区の運営、用水事業にご理解ご協力いただき心よりお礼申し上げます。

先日開催されました第127回通常総代会におきましては総代皆様方のご出席をはじめ、静岡県中遠農林事務所松本所長、農村整備課田村課長、衆議院議員宮沢博行様よりご祝辞をいただき無事終了することができました。ここに新年度がスタートできましたことに重ねて感謝申し上げます。

さて、本年も4月21日から通水を開始しております。磐田用水年間水量9千万トンを約3千haの受益地に安定して供給するために落水からの半年間は通水に備えて施設の点検整備に役職員一同取り組んで参りました。

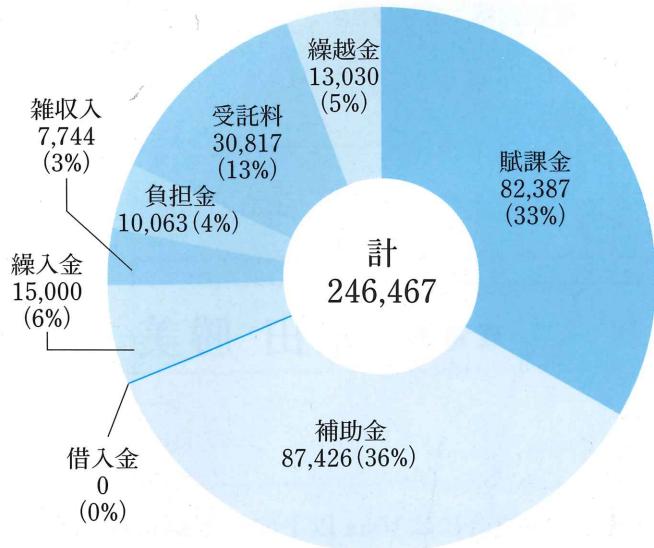
磐田用水が供給する莫大な水は全て天竜川の恵みでありますが、近年の異常気象等の要因で度々取水制限されることが多くなった中で、主食米に加え麦後の飼料米等の作柄に合わせ安定した用水供給に努めております。年間定められた水量を効率的に使用するためには節水・輪番制での取水がありますが、施設面でも国営事業からすでに40年余経過した機場等の大型施設の更新・耐震対策に加え機場貯水池の拡張も2期事業の調査に組み入れていただきたく望むところです。

更に、当組合には10ha以上の稻作経営体も既に50余あり、個々の経営面積も年々増加している現状です。事務所所在地の袋井市での水田における担い手農家への集積率は既に65%となっており、高齢化の中で集積率80%はすぐ先の事と感じます。今日まで皆さんが努力されてきた人的集積から面的集積としていかなくてはなりません。そのような中で今後さらに大規模化していく時、水田の水管理システムのICT化等の土地改良事業も考えられます。大きな農政の変革の中、農地集積の中間管理機構の創設も年々重要視されております。今後の土地改良事業採択そして将来の地域農業確立には中間管理機構移行は避けて通れないことと思えます。今、現場では高齢化へのスピード・農地に対する想い、価値観の変化を強く感じます。今まで農地の貸し借りをJA利用増進・利用権設定で集積してきた中にも最近では農地法3条の移動が多くなってきたことも集積での新たな課題です。

課題が山積していますが管内の農業発展のために改良区として頑張る覚悟です。組合員の皆さんの意見、更には次なる組合員である若い皆さんの意見を聞かせていただきたいと思っている次第です。

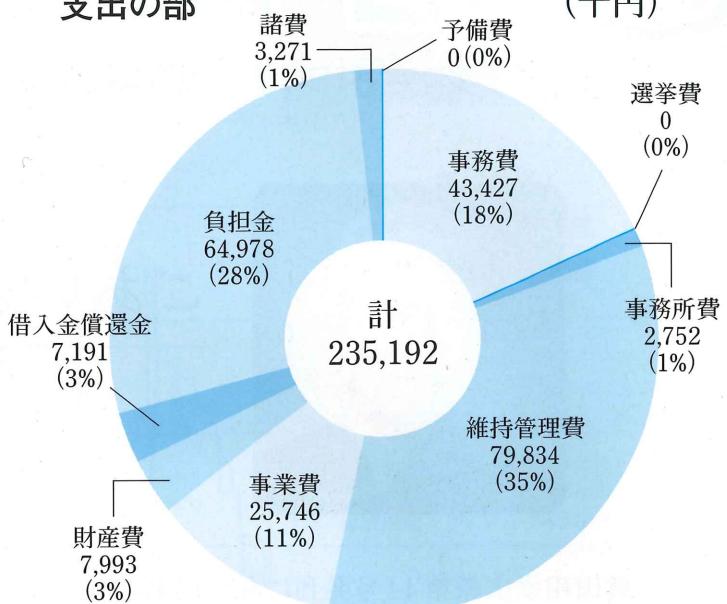
## 平成28年度 一般会計決算額

### 収入の部



(千円)

### 支出の部



(千円)

**235,192千円**

29年度への繰越金 11,275(千円)

## 平成28年度 特別会計決算額

職員退職給与積立金現在高

72,835,358 円

農地転用決済金現在高

231,000,875 円

財政調整基金積立金現在高

25,225,826 円

自動車償却積立金現在高

1,803,995 円

**平成29年度末 借入金現在高 50,115,813 円**

## 平成30年度 一般会計予算額

### 収入の部

(千円)

款		予 算 額
1	賦 課 金	82,237
2	補 助 金	62,459
3	借 入 金	2
4	繰 入 金	6,866
5	雑 収 入	1,643
6	負 担 金	11,168
7	受 託 料	31,070
8	繰 越 金	8,000
<b>計</b>		<b>203,445</b>

**203,445千円**

### 支出の部

(千円)

款		予 算 額
1	事 務 費	52,475
2	選 挙 費	497
3	事 務 所 費	3,258
4	維 持 管 理 費	82,864
5	事 業 費	11,243
6	繰 出 金	4,501
7	借入金償還金	8,106
8	負 担 金	32,903
9	諸 費	6,098
10	予 備 費	1,500
<b>計</b>		<b>203,445</b>

## 改良区全体のうごき

### 平成29年度土地改良功労者表彰式にて 加藤龍男理事が表彰されました

平成30年3月22日に静岡市駿河区「ホテルセンチュリー静岡」にて静岡県土地改良事業団体連合会による土地改良功労者表彰式が行われました。

長年に亘り土地改良関係に貢献した方を表彰するもので、本年は県内土地改良区の役員14名、職員4名が選出され、当改良区の加藤龍男理事が表彰されました。



### 「天竜川下流二期地区」地区調査を実施しております

昨年度に続き、国営事業実施計画(案)を策定するための地区調査を実施中です。これまで大規模農家を中心に、アンケート調査や会議への出席等をお願いしてまいりました。引き続き皆様のご協力をお願いします。

### 「緊急時メール配信」を開始しました

台風・大雨時の断水情報や節水対策情報等、緊急情報をメールにてお知らせします。配信は緊急時のみ(年2~4回程度)です。右記QRコード、又は磐田用水ホームページから登録できます。是非ご登録ください。



登録ページQRコード

磐田用水ホームページ(<http://www.iwatou.com/>)

# 事業係よりお知らせ

## 平成29年度実施 土地改良施設維持管理適正化事業

平成29年度は沖山梨ポンプ場の更新と大谷放水ゲートの修繕を行いました。

沖山梨ポンプ場



大谷放水ゲート



## 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業(浅名一宮地区)

平成29年度にて一宮揚水機場の整備が完了しました。平成30年度より浅名揚水機場の整備工事が開始されます。



## 大規模災害対策の取組みについて

### ●BCP(事業継続計画)の整備

当改良区では大規模災害に備え平成25年度よりBCPを制定し、緊急時の職員配備や非常時の連絡先などの取り纏めを行い、毎年見直ししております。

### ●自家発電装置の整備

改良区事務所では非常時に事務所機能が維持できるよう、発電機を整備しております。

### ●緊急時連絡体制

事務所電話（0538-42-3175）は、夜間休日であっても担当者に転送されます。

# 維持管理関連事業紹介

## (イ) 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）

農業施設による農業外効果（多面的機能）の恩恵を受けている地域住民によって農業施設を管理する体制を整備する事業です。国営造成施設、県営造成施設が事業対象となっています。

## (ロ) 県営造成施設管理体制整備促進事業

（イ）の県営造成施設版です。団体営施設を本事業の対象としています。

## (ハ) 基幹水利施設管理事業

浅羽揚水機場の維持管理を行う事業です。事業主体は袋井市・磐田市であり、市からの作業委託という形で本事業の実務作業を行っています。

## (二) 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設の整備補修を行う事業です。毎年計画的に加入して施設の整備補修を行っています。

【←詳細は4ページにて】

## (ホ) 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業（浅名一宮地区）

静岡県が事業主体となって老朽化が著しい一宮揚水機場および浅名揚水機場の設備更新をおこなっています。平成30年度末までに完了する予定です。

【←詳細は4ページにて】

# 景観保全助成金制度をご活用ください

景観保全助成金制度とは、磐田用水で管理するべき用水路敷地の草刈りを地元でやっていただいた場合、一定の要件を満たして申請していただくと1m<sup>2</sup>あたり25円を助成する制度です。現在23団体がこの制度を活用して用水敷地の管理にご協力いただいております。

制度のご利用を希望される場合は事前に現地調査して面積を算出しますので、まずはご相談ください。

### 要件

- ①団体（グループ）であること
- ②年2回まで
- ③事前にご相談いただいてること



# 庶務係よりお知らせ



## 1.賦課金の納入について

(イ) 10a当たりの賦課金 2,800円

(ロ) 賦課期日 4月1日

(ハ) 徴収期日 年2回 (5月と11月) 年額12,000円未満の方は年1回とします。

※現金納付の方は、第2期分の賦課通知書も5月に一括送付しておりますので、紛失されないようご注意ください。

### 口座振替による賦課金の納入についてお願ひ

口座振替は、現在組合員の約88%の方が利用されています。ぜひご利用下さい。

#### 取扱金融機関

- 静岡県内の各農業協同組合
- 静岡銀行
- スルガ銀行
- 磐田信用金庫
- 掛川信用金庫
- ゆうちょ銀行



口座振替依頼書は、当改良区に用意してありますので、ご連絡下されば郵送致します

**休耕、転作等で用水利用が無い場合でも賦課金がかかります。**

## 2.除斥手続きについて

(イ) 農地法にもとづく転用のほか、田の埋め立てや畑・温室等に変更する等、今後用水を利用しない場合には除斥が必要です。除斥手続きをしない場合には毎年賦課金が発生するため、必ずお手続きをお願いします。

(ロ) 転用除斥料 1m<sup>2</sup>当たり 230円

(ハ) 市街化区域内の農地転用について、農業委員会への届け出の際に磐田用水の意見書の添付が不要となりましたが、磐田用水の除斥手続き及び農地転用除斥料の納入は従来通り必要です。

(二) 公共事業(道路拡幅、河川改修、命山の造成 等)の用地買収による農地転用の場合にも除斥手続きが必要です。公共事業の買収であっても除斥手続きと除斥料の納付がされない限り賦課金がかかり続けますので、必ずお手続きをお願いします。

**田を畠や宅地にしたり、公共事業買収をした際に除斥手続きをしないまま、その後相続した際に事情がわからず、水利用がないのに毎年賦課金が発生している等といったお問い合わせが非常に多いです。後世のトラブルとならないよう確実にお手続きをお願いします。**

※土地売却に伴う農地転用決済金は譲渡費用として認められます

土地を売却された際に土地改良区へ支払われた決済金は、一定の要件を満たす場合は所得税が減額される場合があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

### 3.組合員変更手続きについて

磐田用水の土地台帳の変更は、土地改良法第43条第1項の規定に基づく届出がないと変更できません。

#### 次のような場合には組合員変更のお手続きをお願いします。

田の売買・  
耕作異動

住所や  
氏名の  
変更

組合員の  
死亡  
(相続)

ご連絡頂ければ届出用紙をお送りします。またホームページからのダウンロードもできます。農地の利用集積でも、同様の届出が無い限り変更できませんので、必ず届け出てください。

農業委員会や登記の手続きが完了しても、土地改良区の台帳は届出があるまで変更されません。いかなる場合でも組合員の変更や、田の転用があった場合には磐田用水事務局まで届出をお願いします。

※賦課期日(4月1日)以降の耕作異動及び農地転用については、翌年度の反映となりますのでお早目のお手続きをお願いします。

### 4.その他

#### (イ) 事故防止について

用水路は水量が多く流れが早く大変危険ですから、子供たちを水路付近で遊ばせないよう事故防止にご協力下さい。

#### (ロ) 他目的使用について

磐田用水が管理している施設及び水路敷を何らかの目的で使用する場合は、必ず届出て許可を受けて下さい。

#### (ハ) ゴミの投棄について

空カン・家庭用雑廃物等を水路に投棄されますと下流部では単なるゴミ処分だけでなく、水路の詰まりや溢れの原因となり大事故になる恐れもあります。絶対に用水にゴミを投げ入れないで下さい。

#### (二) 施設の破損について

水路やフェンス等の施設を自動車事故等により損傷させた場合は必ず当改良区までご連絡下さい。

#### (ホ) 個人情報の保護について

組合員個人の賦課状況等の照会につきまして、ご本人確認ができないお電話ではご回答を差し控えさせていただいております。その場合は、組合員ご本人様にご来所いただくか、お電話にて照会の旨お伝えくださいれば改良区で把握しておりますご住所宛に台帳の写しを郵送いたします。ご不便をおかけしますが何卒ご了承ください。

#### (ヘ) ホームページについて

磐田用水ホームページ(<http://www.iwatou.com>)では、水に関する緊急のお知らせの掲載や、各種申請書や広報のダウンロード等が可能となっております。是非ご利用ください。

#### (ト) 謝辞

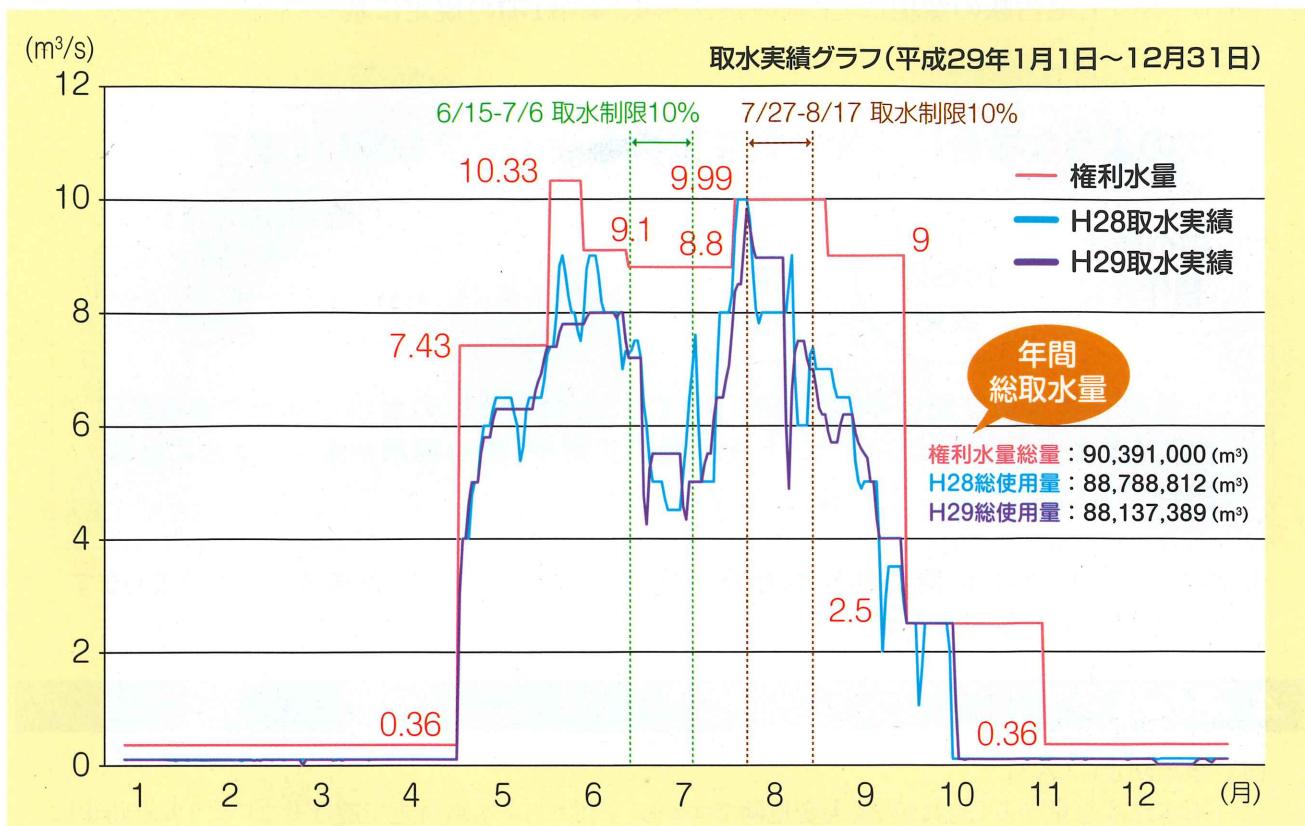
現在、磐田用水では総延長約57kmの幹線用水路の維持管理を行なっています。

施設造成後30年以上経過したところもあり、補修工事浚渫工事等を毎年実施しておりますが、維持管理費も年々増大し充分には出来ない状況であります。

又、水路敷の草刈りについては環境美化、水路の管理のうえからも充実していくべきではありますが、改良区だけの負担では充分にできない状況であります。

日頃、水路に接した方々には、ご協力もいただいており紙面よりお礼申し上げます。

## 平成29年 通水実績



昨年は夏期の少雨により天竜川の流況も悪化し、約3週間の取水制限が2回実施されるという大変厳しい状況となりました。磐田用水では輪番制等の準備を進めておりましたが、取水制限中に3度の豪雨があり、輪番制実施することなく乗り切ることができました。本年度は飼料米の増加など作付け状況の変化により、ますます用水状況は厳しくなることが予想されます。皆様の節水へのご協力をお願いいたします。

## 水の恵みに感謝 「感謝米」を水源地に

平成23年度より水源地で森林を守っている方々に感謝米を寄贈しております。

役員総代をはじめ多くの方にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

贈呈された感謝米はそれぞれの市町村で、天竜川下流地域からの感謝米であることや地元の森林を守ることの大切さを伝え、給食等を通して学校教育や社会福祉に役立てられています。



平成29年感謝米贈呈実績 (1俵=60kg)

寺谷用水	磐田用水	合計
26俵	22俵	48俵

### 感謝米贈呈先

- 天竜森林組合
- 水窪森林組合
- 長野県塩尻市
- 長野県駒ヶ根市
- 長野県喬木村

## 水土里ネットいわた用水(磐田用水東部土地改良区)

〒437-0043 静岡県袋井市新池3001 TEL.0538-42-3175 FAX.0538-42-3176  
Email:info@iwatou.com <http://www.iwatou.com/>